

## バーゼルⅢの先へと進むバーゼル委員会の規制改革 ーバーゼル 3.5 またはバーゼルⅣの検討ー

小立 敬

### ■ 要 約 ■

1. 2019 年までの完全適用に向けて各国でバーゼルⅢの適用が始まる中、バーゼルⅢに含まれていない新たな改革が検討されている。それらの追加的な規制改革に関して一部にバーゼル 3.5 またはバーゼルⅣと呼ぶ声もある。
2. バーゼルⅡの積み残しの課題となっている銀行勘定の金利リスクに対する資本賦課は、銀行勘定とトレーディング勘定間のアービトラージの機会を抑制することが狙いである。銀行勘定の資産・負債のミスマッチに係る金利リスクに資本賦課を要求するものであることから、リスク・ウエイト 0%の国債であっても国債の保有から資本賦課が生じることになる。
3. 一方、トレーディング勘定の資本賦課方式の見直しに関しては、トレーディング勘定を積極的に活用していない日本の銀行にとっては相対的に影響は小さいものと考えられる。ただし、「その他有価証券」に計上する金融商品の中でトレーディング勘定に計上が求められる金融商品が生じるのであれば、トレーディング勘定の所要資本は増えることになる。
4. また、大口エクスポージャー規制の改定によって、G-SIBs 間のエクスポージャーの上限がより厳格化されるため、G-SIBs が主要参加者となっている市場では市場流動性に与える影響も想定される。さらに、リスク・アセットの適切性の検証に関しては、内部モデルの利用に制限が加えられることが予想され、仮に標準的方式が規制上のフロアーとして位置づけられるようになるとリスク・アセットが増加するという影響が生じる。そして、レバレッジ規制に関しては、米国がバーゼルⅢよりも厳しい規制の適用を決定しており、2017 年までに行われるレバレッジ比率の最終的な水準調整に向けて注視が必要である。
5. 2014 年 11 月の G20 ブリスベン・サミットは、バーゼルⅢの積み残しの課題に対応し、トゥー・ビッグ・トゥ・フェイルの終焉を図ることを目的としており、今後の様々な検討を注視する必要がある。

## I はじめに

バーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision）が2010年12月に公表したバーゼルⅢは、G20のコミットメントを得ながら進められている銀行規制改革である。バーゼルⅢは、2019年1月1日までの完全適用に向けて各国ですでに適用が開始されており、自己資本比率に関しては、日本、米国、欧州連合（EU）を含むバーゼル委員会の全メンバー国において最低基準の段階的な適用が始まっている<sup>1</sup>。そして、2016年からは2.5%の資本保全バッファー（capital conservation buffer）を含む資本バッファーの段階的な適用が始まる見通しである<sup>2</sup>。なお、バーゼル委員会によって選ばれたグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）を対象とするG-SIBサーチャージ（追加的な資本の上乗せ）に関しては、バーゼルⅢの外の枠組みではあるものの、資本バッファーの一部として2016年から適用される。

バーゼルⅢでは、自己資本規制だけでなく、（定量的な）流動性規制やレバレッジ規制といった従来のバーゼル規制の枠組みにはなかった新たな規制が導入される。流動性規制として、ストレス時に適切な流動資産を確保することを銀行に促す流動性カバレッジ比率（LCR）が2015年から、銀行に資金調達の中長期化を促す安定調達比率（NSFR）が2018年から適用される。また、銀行の過剰なレバレッジを抑制する観点から導入されるレバレッジ規制に関しては、2015年からディスクロージャーが始まり、2018年から規制として適用される見通しである。

G20のコミットメントの下でバーゼルⅢが次第に適用されようとしている中で、バーゼル委員会はバーゼルⅢに含まれていない新たな改革を進めようとしている。そのうちの1つが、日本経済新聞で報道された銀行勘定の金利リスクに対する資本賦課の検討である<sup>3</sup>。また、すでに検討が進んでいるものとして、トレーディング勘定の資本賦課方式の見直しに関してはすでに市中協議プロセスを終えており、今後、バーゼル委員会によって最終規則が策定される見込みである。さらに、大口エクスポージャー規制（大口信用供与規制）の改定については、最終規則が公表されている。バーゼルⅢが完全適用される前にバーゼル委員会が検討を進める追加的な規制改革に関して、一部にバーゼル3.5またはバーゼルIVと呼ぶ声もある<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Progress Report on Implementation of the Basel Regulatory Framework,” April 2014.

<sup>2</sup> 資本保全バッファーに加えて、カウンターシクリカル・バッファー（countercyclical buffer）の適用も始まる。なお、前掲注1の報告書は、日本、メキシコ、ロシア、ベルギー、オランダ、スペイン、スウェーデン、英国が資本バッファーに係る規則の最終化を終えていないことを明らかにしている。

<sup>3</sup> 「国債は安全資産か—銀行保有に新規制案」日本経済新聞、2014年5月19日付。

<sup>4</sup> Moody's は、トレーディング勘定の資本賦課の見直しについて、「少なくともバーゼル3.5であり、バーゼルIVになるだろう」と述べている（<http://www.moodyanalytics.com/~media/Insight/Regulatory/Basel-III/Presentations/2012-13-06-Basel-III-Regulatory-Update.ashx>）。また、KPMG は、「バーゼル4—霧の中から出現？」というレポートの中で、バーゼルIVとして、レバレッジ比率の最低要件の上乗せ、内部モデル利用の自己資本比率計測への制限、ディスクロージャー強化が行われることを指摘している（<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/news/financial-news/Documents/basel-4-201309.pdf>）。

本稿は、バーゼル委員会が検討を進めているバーゼルⅢに対する追加的な改革、いわゆるバーゼル 3.5 あるいはバーゼルⅣの検討の状況やその背景について整理を図り、日本の銀行にとっての論点や影響について考察する<sup>5</sup>。

## Ⅱ 銀行勘定の金利リスクに対する資本賦課の検討

### 1. 現行規制上の取扱い

バーゼル委員会がバーゼルⅢの後に検討している追加的な規制改革のうち、日本の銀行に大きな影響をもたらし得るのが、銀行勘定の金利リスク（interest rate risk in the banking book; IRRBB）に対する資本賦課の検討であろう。前述の日本経済新聞の報道では、「あるメガ銀行の場合、現在 15%前後の自己資本比率が 2~5%程度下がる」との試算が紹介されている。もっとも、IRRBB に関しては、バーゼル委員会は検討を行っている事実は明らかにしているものの、市中協議文書が公表されていないことから、現時点では詳しい内容は分からない。

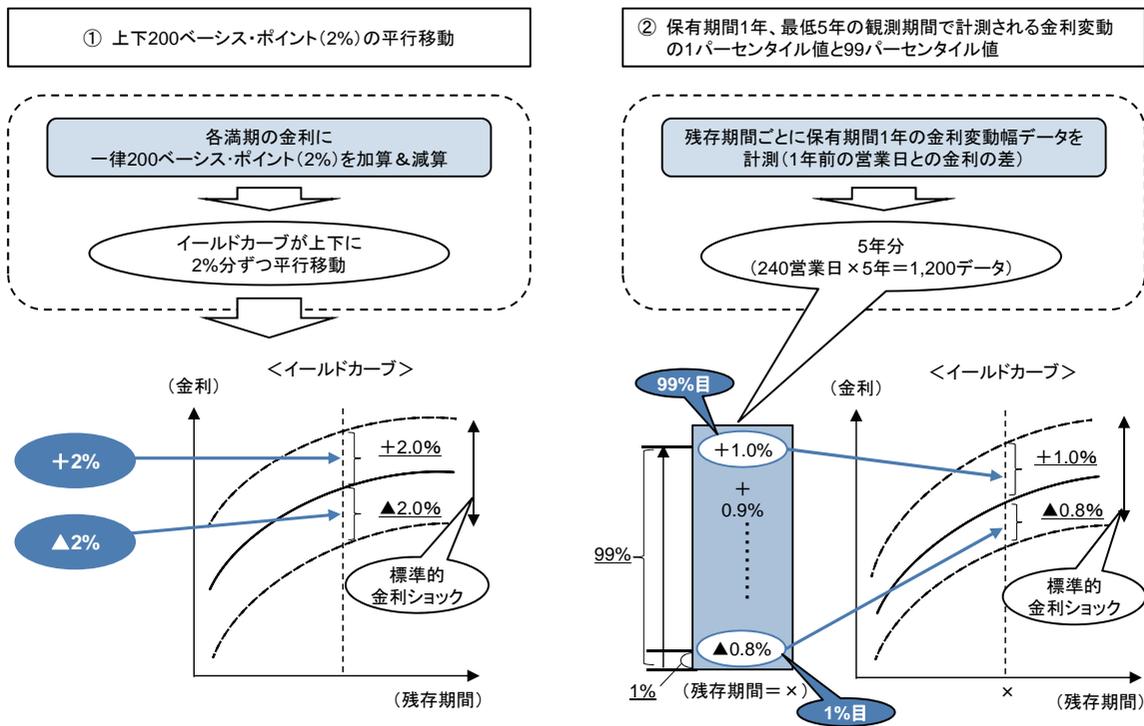
バーゼル委員会が定める最低所要自己資本規制では、銀行勘定とトレーディング勘定に分けて所要資本の計測が行われており、銀行勘定とトレーディング勘定では異なる資本賦課方式が採用されている。トレーディング勘定とは有価証券等の取引において短期的な売買差益を目的とした取引を行うための勘定であり、トレーディング勘定では市場リスク（金利リスクを含む）は第 1 の柱（Pillar1）として位置づけられている。一方、銀行勘定とは伝統的な預貸金取引や投資有価証券取引等を行うための勘定であり、銀行勘定における信用リスクは第 1 の柱であるが、金利リスクは第 2 の柱（Pillar2）である。第 1 の柱とは、監督上の最低基準を表す概念として具体的には最低所要自己資本規制を意味しており、第 2 の柱とは、銀行が自らのリスク・プロファイルに応じたリスク管理や自主的な自己資本の充実、そして監督当局がそれらを検証する枠組みである。すなわち、第 2 の柱に位置づけられている銀行勘定の金利リスクは、自己資本比率の分母であるリスク・アセットには反映されておらず、したがって自己資本の賦課は行われていない。

バーゼルⅡの検討段階では当初、IRRBB を第 1 の柱として扱うこと、すなわちリスク・アセットに反映させて資本賦課を求める方向で議論が行われていた。もっとも、IRRBB をモニタリングし管理するプロセスが銀行ごとに区々であったため、バーゼル委

<sup>5</sup> 金融安定理事会（FSB）のイニシアティブで進められている検討については、本稿の対象としていない。それらの議論は、小立敬「SIFI 規制におけるレゾルバビリティへの焦点—バイルイン、GLAC と RRP、銀行構造改革の比較」『野村資本市場クォーターリー』2014 年春号を参照。

員会としては、現時点では第2の柱として扱うことが適当であるという結論に至った<sup>6</sup>。それを受けて日本では、第2の柱の下、早期警戒制度におけるアウトライヤー基準としてIRRBBに関する指標が設けられている。具体的には、2004年のバーゼル委員会による「金利リスクの管理と監督のための諸原則」に基づいて、標準的金利ショックとして、①上下200bp(2%)の平行シフトによる金利ショック、または②保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値で決定される金利ショックが資産・負債の現在価値にどの程度の影響を与えるかを計測するものである<sup>7</sup>(図表1)。影響額が自己資本(Tier1およびTier2)の20%を超える場合、早期警戒制度の枠組みの中で是正等の対応が求められるアーリー・ワーニングの仕組みである。

図表1 標準的金利ショックの捉え方



(出所) 佐藤隆文編著『バーゼルⅡと銀行監督』東洋経済新報社、2007年

<sup>6</sup> バーゼルⅡテキストは、「当委員会は、バンキング勘定における金利リスクは潜在的に大きなリスクであり自己資本の手当てが有用な対応であると、引続き確信している。しかし、銀行業界から寄せられたコメントおよび当委員会が行ったさらなる作業の結果、国際業務を営む銀行の間には、内在するリスクおよび同リスクをモニター・管理するプロセスに関してかなり大きなばらつきがあることが明らかになった。このため当委員会は、バンキング勘定の金利リスクは本枠組における第二の柱のもとで取り扱うことが現時点においては最も適切であると結論した。ただし、金利リスクのモニタリング・計測の特性や手法について、自国銀行の間に十分な均質性があると考える監督当局は、最低所要自己資本を課しても構わない」(全国銀行協会事務局仮訳)としている。

<sup>7</sup> Basel Committee on Banking Supervision, "Principles for the Management and Supervision of Interest Rate Risk," July 2004.

## 2. 検討の背景

バーゼル委員会が IRRBB の資本賦課を検討している背景には、それがバーゼルⅡの積み残しの課題であることに加えて、金融危機によって露呈したトレーディング勘定と銀行勘定の資本賦課の違いに起因する勘定間のアービトラージの問題がある。バーゼル委員会のステファン・イングベス議長（スウェーデン中央銀行総裁）は、トレーディング勘定と銀行勘定の間アービトラージの機会を抑制する観点から、銀行勘定の金利リスクに対する資本賦課の必要性について検証を行っている<sup>8</sup>と述べている。

金融危機の前に適用されていたバーゼルⅠでは、銀行勘定のエクスポージャーの種類ごとに当局が設定するリスク・ウェイトによって信用リスクに係る所要資本が計測され、トレーディング勘定については、内部モデル方式としてバリュー・アット・リスク（VaR）を用いて市場リスクに係る所要資本が決定されていた<sup>9</sup>。市場のボラティリティが低い状況においてはトレーディング勘定の市場リスクに係る所要資本は、銀行勘定の信用リスクに係る所要資本に比べて少なくなる傾向があることから、金融危機以前、欧米の銀行では銀行勘定ではなくトレーディング勘定に金融商品を計上することで所要資本の抑制を図る勘定間のアービトラージが行われていたことが指摘されている<sup>10</sup>。欧米の銀行では、ストラクチャーが複雑で信用リスクのある金融商品もトレーディング勘定に計上していたことから、金融危機の結果、信用リスクを反映せず潜在的に過小資本となっていたトレーディング勘定の自己資本では損失をカバーできないという事態が生じた。

勘定間のアービトラージの問題を認識したバーゼル委員会は、2009年にバーゼル 2.5として、VaRに基づいて計測される資本賦課に加えて、ストレス時を前提に計測されるストレス VaRに基づく資本賦課を追加することで、トレーディング勘定の所要資本の水準を大幅に引き上げる措置をとった<sup>11</sup>。そして、現在は、後述のとおり、トレーディング勘定の資本賦課方式の見直しが行われており、そこではトレーディング勘定の信用リスクや流動性リスクを資本賦課に反映させるための改定が行われている。こうした検討の一方で、勘定間のアービトラージの機会を制限する観点から、銀行勘定においても金利リスクに対する資本賦課を図る必要性が認識されている。

バーゼル委員会は、IRRBBの資本賦課に関する作業部会を設置して検討を行ってきた。その検討内容は明らかではないが、トレーディング勘定の抜本的な見直しに関する市中協議文書の中で、バーゼル委員会が銀行勘定の金利リスクと信用スプレッド・リスクに対す

<sup>8</sup> Stefan Ingves, “Where to next? – Priorities and Themes for the Basel Committee,” Third BCBS-FSI High-Level Meeting for Central and Eastern Europe on Strengthening Financial Sector Supervision and Current Regulatory Priorities, 12 March 2013.

<sup>9</sup> バーゼルⅡは、国際的には2006年末から適用が認められた枠組みである。日本は2007年3月から、欧州では2007年12月から、米国では2008年4月からバーゼルⅡの適用が始まっており、したがって、金融危機が発生した2007年以前は各国ではバーゼルⅠが適用されていた。

<sup>10</sup> Vidal Acharya and Philipp Schnabl, “How Banks Played Leverage Game,” *Restoring Financial Stability: How to Repair a Failed System*, Willey Finance, 2009.

<sup>11</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Revisions to the Basel II Market Risk Framework,” July 2009.

る資本賦課を検討していることが記述されている<sup>12</sup>。バーゼル委員会としては、2014年11月にオーストラリアのブリスベンで開催されるG20サミットに向けて、市中協議文書を策定することを目指している模様である。

### 3. 想定される論点と影響

日本の銀行にとっての論点は、銀行勘定で国債を保有する場合、これまでは信用リスクの枠組みの下で資本賦課は生じていないが、IRRBBの資本賦課が適用されるとリスク・ウエイト0%の国債であっても国債の保有から資本賦課が生じるという点である。

銀行勘定の信用リスクの枠組みでは、ソブリン向けエクスポージャーには信用格付に応じたリスク・ウエイトが設定されており、さらに各国裁量の下、自国通貨建ての自国通貨で調達されたソブリン向けエクスポージャーにはより軽いリスク・ウエイトを適用することが認められている<sup>13</sup>。これらの規定を受けて、日本は金融庁告示の中で、日本国政府向け円建てエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウエイトを0%と規定しており、0%のリスク・ウエイトが適用される国債には資本賦課は生じない。

しかし、IRRBBに対する資本賦課が行われると、銀行は国債や貸出金を含む資産と預金等の負債の満期のミスマッチから生じる金利リスクに対して自己資本を手当てする必要が生じる。銀行は一般に短期調達・長期運用を行いながらそのスプレッドで収益を得ているが、金利変動が生じれば資産と負債の現在価値も変動することになる。例えば、金利が上昇する局面では、負債サイドに比べて資産サイドの現在価値がより大きく低下するため、バランスシート全体のネットの現在価値は低下する。これが資産・負債のミスマッチから生じる金利リスクである。銀行は通常、ALM管理によって資産・負債のミスマッチに起因する金利リスクを管理しているが、それが最低所要自己資本規制の中に反映されることになる。

もう1つの論点は、流動性預金の扱いである。流動性預金は満期が明確に定められておらず、預金者の意思によって随時引き出すことができるものであるが、流動性預金の中には銀行に長期間にわたって滞留する「コア預金」がある<sup>14</sup>。銀行がALM管理においてコア預金を想定すれば、一定の流動性預金が満期の長い負債として認識されるため、金利上昇局面での負債の現在価値の低下が大きくなり、ネット現在価値の低下幅はコア預金を想定しない場合に比べて小さくなる。預金調達に依存する日本の銀行にとっては、ALM管理の中で如何にコア預金を想定するかが重要である。金融庁の監督指針は、コア預金を考慮する方法として、標準的な手法に加えて、預金者行動を合理的にモデル化しコア預金を

<sup>12</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Fundamental Review of the Trading Book: A Revised Market Risk Framework,” October 2013, p.9.

<sup>13</sup> バーゼルIIのパラグラフ54を参照。さらに、ソブリン向けエクスポージャーのリスク・ウエイトの決定には、監督当局の裁量によって輸出信用機関（ECA）がソブリンに与えるOECD方式に基づいたカントリー・リスク・スコアの利用も認められている。

<sup>14</sup> 監督指針はコア預金を「明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出されうる預金のうち、実態としては引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金」と定義している。

認定して適切な期日に振り分けるコア預金モデルの利用を認めている<sup>15</sup>。

バーゼルⅡにおいて IRRBB を第 1 の柱として位置づけることが見送られた理由は、金利リスクの監視・管理プロセスが銀行ごとに大きく異なっているからであった。例えば、前述のバーゼル委員会の「金利リスクの管理と監督のための諸原則」では、金利リスクの計測手法としてギャップ分析やデュレーションといった金利改定スケジュールに基づく手法、静態的シミュレーションや動態的シミュレーションといったシミュレーション手法が紹介されている。また、IRRBB において把握すべきリスクには、①資産・負債の満期 mismatches から生じるリプライシング・リスク、②イールドカーブの変化に伴うイールドカーブ・リスク、③ヘッジのズレをもたらすベースス・リスク、④消費者の期限前償還によるオプション・リスクを含む多様なリスクがある<sup>16</sup>。さらに、金利リスクを計測する際のコア預金の想定は、金融機関の運用・調達構造、ビジネス・モデルによって左右されることから、国・地域や金融機関ごとに大きく異なることが考えられる。

バーゼル委員会はブリスベン・サミットまでに IRRBB に関する市中協議文書を提案する見通しであるが、どのような資本賦課方式（モデル選択を含む）によって所要資本の計測が行われるのか、そして金利リスクの計測においてコア預金モデルがどのような扱いとなるかということが重要なポイントになるだろう。

### Ⅲ トレーディング勘定の資本賦課方式の見直し

#### 1. 改定作業の方向性

トレーディング勘定の資本賦課方式の見直しについては、2012 年 5 月に第 1 次市中協議文書が公表され、2013 年 10 月に第 2 次市中協議文書が公表されている。バーゼル委員会としては、新たな規則の適用スケジュールも含めてさらに検討を行い、適切な時間軸の中で規則の最終化を図る方針を明らかにしており、現時点では具体的な適用時期は分からない。

トレーディング勘定の資本賦課方式の改定として、①トレーディング勘定と銀行勘定の境界（boundary）を取引の目的に基づく境界アプローチにすること、②所要資本の計測に利用するモデルを VaR から期待ショートフォール（expected shortfall; ES）に変更すること、③トレーディング勘定における信用リスクを捕捉すること、④分散・ヘッジ効果の反映はストレス時を前提とすること、⑤内部モデル方式においてはトレーディング・デスク

<sup>15</sup> 日本銀行は、2012 年末時点で、第一地銀の 8 割、第二地銀の 5 割がコア預金モデルを導入していることを明らかにしている（日本銀行金融機構局「コア預金モデルの特徴と留意点—金利リスク管理そして ALM の高度化に向けて—」2011 年 11 月（2014 年 3 月更新））。なお、標準的な手法とは、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50%相当額のうち最小の額を上限として、満期 5 年以内（平均 2.5 年）で設定する方法である。

<sup>16</sup> EU の銀行当局のガイダンスでは、これらのリスクが IRRBB において認識すべきリスクとして定められている（CEBS, “Technical Aspects of the Management of Interest Rate Risk Arising from Non-trading Activities under the Supervisory Review Process,” 3 October 2006）。

単位でモデル承認が行われること、⑥標準的手法では部分的リスク・ファクター方式が採用されること、⑦ストレス時を前提として水準調整を図ることという方針が第2次市中協議文書で示されている。

トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直しは、勘定間のアービトラージを防ぐことが目的である。現行の境界アプローチは、銀行が取引を行う「意図」のみに基づいて決定されるため、銀行は両勘定を比較して資本賦課の多寡を考慮しながら勘定を選択する余地がある。そこで、バーゼル委員会は、取引の目的に基づく境界アプローチとして、以下の取引の目的に該当する場合にはトレーディング勘定に計上し、該当しない場合には銀行勘定に計上するというアプローチを提案している。

- 短期間で再売却を行う意図をもって保有すること
- 実際の価格または期待される価格の短期変動から利益を得ることを期待して保有すること
- 裁定利益を確保する意図をもって保有すること
- 上記のいずれかの条件に該当する商品から生じるリスクをヘッジする目的で保有すること

一方、資本賦課モデルを VaR から ES に移行する狙いは、テイル・リスクを捕捉することにある。金融危機の結果、資本賦課の計測に利用されている VaR（リスク評価期間 10 日間、信頼区間 99%）はごく稀な確率で生じるテイル・リスク（信頼区間外のリスク）を捕捉できないことが認識された。一方、バーゼル委員会は、ES は信頼区間を超える損失の規模と可能性を考慮してリスクを測定する方法であり、VaR では捕捉できない信頼区間外のリスクを把握することができるとしている<sup>17</sup>。また、バーゼル 2.5 によって VaR に基づく資本賦課に加えてストレス VaR に基づく資本賦課が追加されており、バーゼル委員会は合理的な説明が困難な資本賦課の重複が生じていることも認識している。資本賦課の重複の問題を解消するために ES に基づく資本賦課に一本化する意向である。

金融危機の結果、トレーディング勘定の信用リスクが欧米の銀行で発生した多額の損失の主な要因となったことから、トレーディング勘定においても信用リスクを反映した資本賦課が行われる。内部モデル方式、標準的方式ともに格付遷移リスクをカバーする信用スプレッド・リスクと、デフォルト・リスクによって信用リスクが捕捉されることになる。また、分散やヘッジの効果に関しては、原則としてストレス時でも有効であることが求められ、ストレス時でも分散やヘッジが維持できる場合に限って認められる方針である。

## 2. 想定される論点と影響

日本の銀行は、欧米の銀行と比べるとトレーディング勘定を積極的に活用していないことから、トレーディング勘定の資本賦課方式の改定の影響は相対的に小さいと考えられる。

<sup>17</sup> 第2次市中協議文書は、信頼区間 97.5%の ES を導入することを提案している。

もつとも、新たな境界アプローチが適用された結果、銀行勘定からトレーディング勘定に移管すべき金融商品が多くなるのであれば、資本賦課方式の改定の影響を受ける可能性もある。特に、評価損益が損益計算書（P&L）を通さずに資本直入される「その他有価証券」の取扱いが懸念される。その他有価証券に含まれる金融商品のうち取引の目的が前述の要件に該当する場合には、トレーディング勘定への計上が求められる可能性があり、その場合にはトレーディング勘定の所要資本は増えることになる。また、内部モデル方式を利用する際に、トレーディング・デスク単位での内部モデルの承認と、デスク・レベルの資本賦課の計測やリスク管理が必要になるといった実務的な負担が生じる可能性がある。特に、ES を安定的に推計するためには VaR に比べてより多くのシミュレーションが必要となり、実務上の負担や推計するためのシステム対応といった課題が生じる可能性があることには留意すべきであろう。

一方、バーゼル委員会は、トレーディング勘定に計上する金融商品に各国で差異が生じる可能性があることを踏まえて、各国当局がガイダンスとして具体的な商品リストを策定することを想定している。第2次市中協議文書で明らかになった商品リストには、「会計上のトレーディング資産・負債（P&L を通じて日次で公正価値評価されるもの）」と記述されている（図表 2）。これを文字通りに解釈すれば、その他有価証券はトレーディング勘定に計上すべき金融商品には該当しないように思われるものの、最終規則において取引の目的に関連した商品リストがどのようなものとなるのかを確認する必要がある。

VaR とストレス VaR の重複的な資本賦課の解消は、トレーディング勘定の所要資本の減少要因である一方、ストレス時を前提としてテイル・リスクを考慮する ES に基づいて資本賦課の計測を行うことは、所要資本を増加させる要因であることから、それがどの程度の影響をもたらすかに留意が必要である。一方、分散やヘッジに関しては、分散やヘッジの効果がストレス時でも有効であることが求められることから、リスク管理上（または会計上）の分散やヘッジと、自己資本規制上の分散やヘッジとは異なるものとなる可能性も考えられる。

図表 2 トレーディング勘定に計上すべき商品のガイダンス

トレーディング勘定への計上が想定される商品	銀行勘定への計上が想定される商品
① 会計上トレーディング資産・負債として保有する商品 (P&Lを通じて日次ベースで公正価値評価されるもの)	① 非上場株式
② マーケット・メーカー業務から生じる商品	② 証券化のための在庫に指定された商品
③ 引受業務から生じる商品	③ 不動産保有
④ ファンドのエクイティ投資	④ 銀行が日次でルックスルーできない場合または銀行が実際の価格を日次で取得できない場合のファンドのエクイティ投資(ヘッジファンドを含む)
⑤ 上場株式	⑤ 上記の商品を原資産とするデリバティブ商品
⑥ キャッシュ商品のショート・ポジションを含むネイキッド・ショート・ポジション	
⑦ オプション	

(出所) バーゼル委員会資料より野村資本市場研究所作成

## IV 大口エクスポージャー規制の改定

### 1. 大口エクスポージャー規制の改定

バーゼルⅢの後の追加的な改革のうち改定作業をすでに終えているのが、大口エクスポージャー規制の見直しである。バーゼル委員会は 2014 年 4 月、大口エクスポージャー規制の改定を図る規則文書を公表し、新たな大口エクスポージャー規制を 2019 年 1 月 1 日までに完全適用する方針を明らかにした<sup>18</sup>。

バーゼル委員会は従来、1991 年に策定したガイダンスと、バーゼル・コア・プリンシプル（原則 19）に基づいて、大口エクスポージャー規制を適用することを各国に求めるのみであった。各国共通に適用するような規則は策定されておらず、各国間で大口エクスポージャー規制の調和が十分に図られていない状況である。

さらに、大口エクスポージャー規制が改定される背景には、金融危機で明らかになった問題がある。具体的には、システム上重要な金融機関（SIFIs）に発生した重大な損失が他の SIFIs に波及する可能性があること、シャドーバンキングに対するエクスポージャーを把握する必要があることが認識された。そのため、新たな大口エクスポージャー規制は、SIFIs 間のカウンターパーティ・リスクやシャドーバンキングの問題にも対応するものとなっている。

このような問題意識を踏まえて、バーゼル委員会の規則文書は、①大口エクスポージャーを計測する際の基準となる資本の定義を総資本から Tier1 に厳格化すること、②大口エクスポージャーの上限を Tier1 の 25% に設定すること、③ただし、G-SIB が他の G-SIB をカウンターパーティとする場合は、Tier1 の 15% に大口エクスポージャーの上限を厳格化することを定めている。

なお、G-SIBs 間の大口エクスポージャーの上限を厳格化する動きは、米国の取組みに呼応するものである。米国では、2010 年 7 月に成立したドッド＝フランク法の下、連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社および FRB 監督ノンバンク金融会社を対象とするシングル・カウンターパーティ信用エクスポージャー規制として、連結総資産 5,000 億ドル以上の銀行持株会社等が連結総資産 5,000 億ドル以上の銀行持株会社等をカウンターパーティとする場合、カウンターパーティ・エクスポージャーの上限を自己資本の 25% から 10% に厳格化する規則案が連邦準備制度理事会（FRB）によって提案されている<sup>19</sup>。ただし、規則の最終化はまだ行われていない。

<sup>18</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Supervisory Framework for Measuring and Controlling Large Exposures,” Standards, April 2014.

<sup>19</sup> Federal Reserve System, “Enhanced Prudential Standards and Early Remediation Requirement for Covered Companies,” Proposed Rule, 12 CFR Part 252, Regulation YY; Docket No.1438, RIN7100-AD-86. なお、ドッド＝フランク法 165 条(e)は、対象会社が自己資本の 25% を超えて連結対象外の会社に信用エクスポージャーを有することを禁止することに加えて、米国の金融の安定に対するリスクを削減するために必要な場合は、FRB が策定する規則によって 25% よりも低い水準に上限を設けることを可能にしている。

## 2. 想定される論点と影響

G-SIBs 間の大口エクスポージャーの上限が一般の銀行に適用される Tier1 の 25%から 15%に引き下げられることによって、G-SIBs が参加する市場のストラクチャーや市場流動性に影響が生じる可能性がある。例えば、G-SIBs が主要な市場参加者となっているレポ取引や OTC デリバティブ取引では、大口エクスポージャーの上限の制約を受ける結果、カウンターパーティの分散や取引規模の縮小が必要になることも考えられる<sup>20</sup>。

一方、日本では 2013 年 6 月の銀行法改正によって大口信用供与規制の見直しが行われている。これは、日本として 1991 年のガイダンスとバーゼル・コア・プリンシプルに基づく国際標準に合わせることを目的とした独自の改定であり、新たな大口信用供与規制では、インターバンク取引、デリバティブ取引、公募社債、トレーディング勘定、オフバランス取引を含むエクスポージャーが規制対象となる見込みである。新たな規制の施行期限は 2014 年 12 月となっており、現在、新規制の詳細を規定する政省令案の公表を待つ段階にある。バーゼル委員会の規則文書は、大口信用供与規制の見直しにさらなる規制の強化を図るものであり、日本では将来的に再度の政省令の改定が必要になる。

## V リスク・アセットの適切性の検証

### 1. RCAP の実施

バーゼル委員会は、各国・地域によるバーゼルⅢの適時の導入を監視することに加えて、各国・地域の規則の一貫性・完全性を評価し、規制の枠組みのばらつきを回避することを目的として、2012 年に「規制上の整合性評価プログラム（Regulatory Consistency Assessment Program; RCAP）」を開始した。RCAP には、国や地域を対象にバーゼルⅢの適用状況の評価するプログラムと、テーマに応じて各国・地域の規制の整合性や一貫性の評価を行うプログラムがある。国・地域ごとの RCAP については、すでに日本を対象に実施されており、2012 年 10 月にその結果が公表され、日本は「遵守（compliant）」との評価を得ている<sup>21</sup>。一方、テーマに応じた RCAP として、リスク・アセットの計測の適切性について検証を行う RCAP が実施されており、そこでは内部モデルを利用している銀行のリスク・アセットの差異に焦点が当てられている。

バーゼル委員会は、トレーディング勘定の市場リスクを対象とする RCAP に関して、2013 年 1 月に最初の検証結果を明らかにした<sup>22</sup>。そこでは、大手銀行の公表データから市

<sup>20</sup> バーゼル委員会は、適格清算機関（CCP）を大口エクスポージャー規制の対象とするか否かについて 2016 年までに結論を持ち越しているが、仮に適格 CCP が大口エクスポージャーの対象となった場合にはデリバティブの清算取引の規模縮小が迫られる可能性が考えられる。

<sup>21</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Basel III Regulatory Consistency Assessment (Level 2) Japan,” October 2012.

<sup>22</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Regulatory Consistency Assessment Programme (RCAP) - Analysis of Risk-weighted Assets for Market Risk,” January 2013.

場リスクに係るリスク・アセットの相違について分析が行われるとともに、ロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせた仮想ポートフォリオを前提に、銀行にリスク・アセットを計測させる検証が行われた。公表データに基づく分析からは、リスク・アセットのばらつきが大きいことが判明しており、仮想ポートフォリオに基づく分析からは、すべての銀行または個々の銀行に対して行われる監督上の判断、銀行によるモデル選択の違いがリスク・アセットの差異の原因となっていることが明らかになった。

その後、2013年12月にはトレーディング勘定の市場リスクに関するRCAPの第2次報告書が公表されている<sup>23</sup>。第2次報告書ではより複雑なトレーディング・ポジションを対象にした調査が行われており、その結果は、2013年10月のトレーディング勘定の抜本的な見直しに関する第2次市中協議文書に反映されている。また、第2次報告書は、リスク・アセットの相違を削減する措置として、①ディスクロージャーや市場リスクに係るリスク・アセットの理解の支えとなる規制データの徴求を強化すること、②銀行のモデル選択の幅を狭めること、③モデル承認の際の監督実務の調和を図ることという政策の方向性を確認している。

一方、銀行勘定の信用リスクを対象としたRCAPについては、2013年7月に検証結果が公表されている<sup>24</sup>。RCAPでは、国や銀行、ポートフォリオのレベルでの監督データを使ってリスク・アセットのばらつきに関する分析が行われた。その結果、銀行のリスク・アセットのばらつきの11%が市場リスク、9%がオペレーショナル・リスクに起因するものであるのに対して、77%が信用リスクに関わるものであり、リスク・アセットの差異の主な原因が銀行勘定の信用リスクであることが明らかになっている。

バーゼル委員会は、銀行勘定の信用リスクに係るリスク・アセットで生じている差異の大半は、銀行の資産の構成から生じるものであると認識してはいるものの、リスク・アセットの差異が生じる要因として、バーゼル規制における各国当局の選択、内部格付方式（IRB）を採用する銀行によるパラメータの推計やモデルの選択、場合によっては規制の解釈の違いがリスク・アセットの相違につながっていることを確認している。例えば、資本フロアーの適用や標準的方式の部分利用によってリスク・アセットに対してそれぞれ3%、5%の変動が生じていることを指摘している。

また、RCAPでは仮想ポートフォリオを使った検証が行われている。ホールセールの債務者（ソブリン、銀行、コーポレート）とそのエクスポージャーで構成されるポートフォリオを前提に銀行がそのリスク評価を行った結果、デフォルト確率（PD）およびデフォルト時損失率（LGD）に相違があることが判明した<sup>25</sup>。PDやLGDの相違に伴うリスク・ウェイトの変動は、ベンチマークとしての10%の自己資本比率に対して最大で2.0%ポイ

<sup>23</sup> Basel Committee on Banking Supervision, "Regulatory Consistency Assessment Programme (RCAP) - Second Report on Risk-weighted Assets for Market Risk in the Trading Book," December, 2013.

<sup>24</sup> Basel Committee on Banking Supervision, "Regulatory Consistency Assessment Programme (RCAP) - Analysis of Risk-weighted Assets for Credit Risk in the Banking Book," July 2013.

<sup>25</sup> ただし、ソブリン向けエクスポージャーにおいて大きな差異が発生していることから、低デフォルト・ポートフォリオのためにリスク計測が適切に実施できていない可能性も指摘されている。

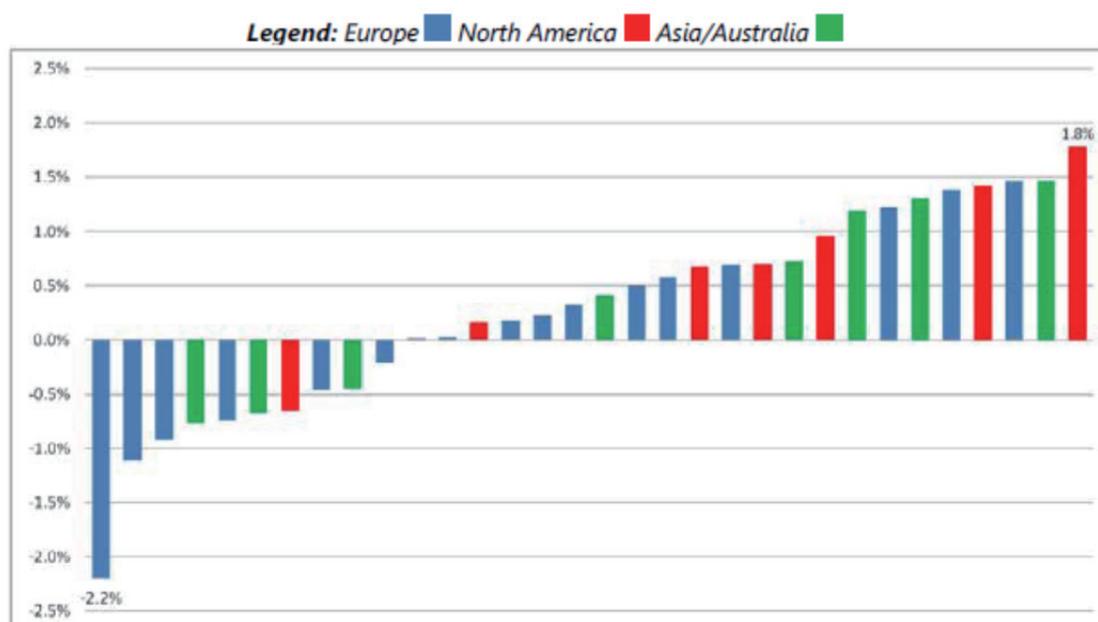
ントの差をもたらすことが指摘されている（図表 3）。さらに、先進的内部格付方式（AIRB）を採用する銀行が LGD やデフォルト時エクスポージャー（EAD）を推計する際、銀行間でかなりの差異があることも明らかになっている。

## 2. 想定される論点と影響

トレーディング勘定の市場リスクに係る RCAP の結果は、トレーディング勘定の資本賦課方式の改定作業にある程度反映されている。銀行勘定の信用リスクに係る RCAP に関しては、バーゼル委員会は今後さらなる分析が必要であるとする一方で、短期的な政策措置として、①ディスクロージャーの強化、②追加的なガイダンス、③バーゼル規制の枠組みの明確化が必要であることを指摘し、バーゼル委員会が現在進めている第 3 の柱（Pillar3）の強化の取組みの中で対応する考えを明らかにしている。また、中期的な政策措置として、①各国間のさらなる適用の調和、②パラメータの推計に対する制限（パラメータに関する監督上のベンチマークの設定を含む）を挙げている。なお、オペレーショナル・リスクに関する RCAP に関しては、今後、実施される予定である。

RCAP の全体的な結果を踏まえて、バーゼル規制の枠組みにどのような政策措置が講じられるかは現時点では明らかではない。イングベス議長は、RCAP の結果を踏まえた全体的なピクチャーを描くための分析は 2015 年まで要すると述べる一方で、バーゼル委員会

図表 3 リスク・ウエイトの差異を調整した場合に各行の自己資本比率に与える影響



(注) 各行の仮想ポートフォリオに係るリスク・ウエイトを標本の中央値に調整した場合にベンチマークとしての自己資本比率 10% からの変化幅を表す。

(出所) バーゼル委員会資料

として必要な政策措置を速やかに講じる可能性も示唆している<sup>26</sup>。イングベス議長はその上で、以下の追加的な政策的な措置を挙げている。

- 最も目先の措置として、RCAP から得られた国際的なベンチマークを基にベンチマークから下方に外れ値となっている銀行を対象として監督措置を実施
- 各国裁量および第2の柱の適用、モデルの検証・承認に関する監督ガイダンスの強化
- 銀行によるモデル化の実務に関する透明性の向上を考慮した第3の柱の強化
- モデル構築の基となるデータ要件の高度化、モデル化における特定の前提条件や特定のテクニックの制限、モデル検証の要件の強化を含むモデル化の実務に対する制約の強化
- 規制の枠組みにおけるフロアーおよびベンチマークの役割の検討

イングベス議長の発言から窺われることは、PD や LGD、EAD といった銀行が自ら推計するパラメータが国際的なベンチマークから外れている銀行には、監督当局から是正が求められるということである。また、内部モデルの検証や承認に関する監督当局の目線が厳しくなり、特定の前提条件や特定のテクニックがモデル化に際して利用できなくなる可能性がある。一般に日本の銀行は欧米の銀行に比べてモデル化の実務には保守的であると考えられることから、これらの点に関してはそれほど大きな影響は生じないように思われる。

もっとも、イングベス議長が示唆するように規制上のベンチマークを超えて、規制上のフロアーが採用されるようなことになれば、日本の銀行もその影響を受ける可能性がある。例えば、内部モデルを利用して計測したリスク・アセットの値に対して、標準的方式で計測したリスク・アセットの値をフロアーとする措置が講じられることになれば、リスク・アセットのリスク感応度が失われ、内部モデルで計測するメリットが奪われる。実際、米国はドッド＝フランク法の下、標準的方式で計測される自己資本比率をフロアーとして位置づけている<sup>27</sup>。FRB を含む連邦銀行当局が 2013 年 7 月に明らかにした米国のバーゼル III 適用を図る資本規制の最終規則は、内部モデルを使って計測した自己資本比率と標準的方式に基づいて計測した自己資本比率のうちいずれか低い方を自己資本比率として採用することを定めている<sup>28</sup>。バーゼル規制の枠組みの中で、標準的方式に基づく自己資本比率のフロアーが導入されるようなことになれば、例えば、IRB を採用する日本の銀行では標準的手法に基づいて計測された自己資本比率が常に採用されることになり、自己資本比率の水準が低下するといった影響が生じることとなる。

<sup>26</sup> Stefan Ingves, "Strengthening Bank Capital- Basel III and beyond," Keynote Address to the Ninth High Level Meeting for the Middle East & North Africa Region, Jointly Organised by the Basel Committee on Banking Supervision, the Financial Stability Institute and the Arab Monetary Fund (AMF), 18 November 2013.

<sup>27</sup> ドッド＝フランク法 171 条(b)(2)は、一般に適用可能なリスクベース資本規制を自己資本規制のフロアーとすることを規定している。

<sup>28</sup> Office of the Comptroller of the Currency, 12 CFR Parts 3, 5, 6, 165, and 167, Docket ID OCC-2012-0008, RIN 1557-AD46 Federal Reserve System, 12 CFR Parts 208, 217, and 225, Regulations H, Q, and Y, Docket No. R-1442, RIN 7100-AD 87, "Regulatory Capital Rules: Regulatory Capital, Implementation of Basel III, Capital Adequacy, Transition Provisions, Prompt Corrective Action, Standardized Approach for Risk-weighted Assets, Market Discipline and Disclosure Requirements, Advanced Approaches Risk-Based Capital Rule, and Market Risk Capital Rule," Final Rule.

## VI レバレッジ規制の強化

### 1. エクスポージャー計測方法の見直し

バーゼルⅢでは、自己資本比率を補完するものとしてレバレッジ規制が導入された。バーゼルⅢのレバレッジ規制は、リスクベースの自己資本比率が金融危機以前にオンバランス、オフバランスの双方で発生した過剰なレバレッジを抑制できなかったという教訓を踏まえて、より直接的にレバレッジを抑制することを狙いとしている。バーゼルⅢのレバレッジ規制は、分子を Tier1、分母を非リスクベースのエクスポージャーとする Tier1 レバレッジ比率である。

バーゼルⅢのレバレッジ規制については、2011 年以降、監督上のモニタリングが行われており、また、2013 年から 2017 年までの試行期間 (parallel run period) においては、Tier1 レバレッジ比率 3%の水準がテストされている。レバレッジ規制の正式な規制としての導入に関しては、2015 年からレバレッジ比率とその構成項目のディスクロージャーが始まり、2018 年以降、「第 1 の柱の下での取扱いへの移行を視野に入れつつ (with a view to mitigate to a Pillar1)」、適用される方針である。2010 年 12 月のバーゼルⅢテキストは、レバレッジ規制を第 1 の柱として位置づけるかどうかを決定していない。

バーゼル委員会は、主に分母のエクスポージャーの計測方法に関してバーゼルⅢテキストの見直しを図る作業を行ってきた。2013 年 6 月に市中協議文書が公表され、2014 年 1 月に規則文書が公表されている<sup>29</sup>。新たな規則文書では、エクスポージャーの測定方法の見直しが図られており、バーゼルⅢテキストからデリバティブ取引、レポおよびセキュリティ・レンディングを含む証券金融取引 (securities financing transaction; SFT) のエクスポージャーの計測方法が改定されている<sup>30</sup>。

もっとも、レバレッジ規制の改定に関する規則文書は、Tier1 レバレッジ比率の水準を最終的に決定しておらず、バーゼル委員会はレバレッジ比率の最終的な水準調整を 2017 年までに行う予定を明らかにしている。また、レバレッジ規制が第 1 の柱か否かという点に関しても結論を出していない。レバレッジ規制に関しては、2015 年から始まるディスクロージャーを前にエクスポージャーの計測方法は固まったものの、重要な課題が残されたままである。

<sup>29</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Basel III Leverage Ratio Framework and Disclosure Requirements,” January 2014. その概要については、小立敬「バーゼルⅢ：レバレッジ比率の計測方法の見直し」『野村資本市場クォーターリー』2014 年冬号を参照。

<sup>30</sup> エクスポージャーの計測方法を巡っては改定に伴う影響が市場参加者から懸念されていた。レバレッジ規制の改定に関する市中協議文書は、SFT エクスポージャーについて会計上のネットtingを認識しないことを提案していた。米国会計基準 (US GAAP) では、一定要件を満たす同一カウンターパーティ間のレポとリバース・レポのネットtingが認められているため、会計上のネットtingが認められないと、レバレッジ比率の分母のエクスポージャーが増えることとなり、銀行がレポ取引を圧縮することでレポ市場の流動性に与える影響が懸念されていた。もっとも、規則文書は市中協議文書の提案を修正し、一定基準を満たす同一カウンターパーティ間のレポとリバース・レポのネットtingを認めた。

## 2. TBTF の終焉を図る検討

バーゼルⅢのレバレッジ規制が最終的な結論に至っていない中で、米国はトゥー・ビッグ・トゥ・フェイル (too big to fail; TBTF) の終焉を図る目的から、大規模 SIFIs を対象により厳格なレバレッジ規制を適用する方針を固めた。すなわち、FRB を含む連邦銀行当局は、連結総資産 7,000 億ドルまたは顧客資産 10 兆ドルを超える銀行持株会社を対象に、銀行持株会社ベースで Tier1 レバレッジ比率 3%に対して 2%のレバレッジ・バッファを追加し、全体として 5%の Tier1 レバレッジ比率を要求する最終規則を 2014 年 4 月に策定している<sup>31</sup>。さらに、最終規則は、早期是正措置 (PCA) の枠組みの中で、規制対象の銀行持株会社の傘下の銀行子会社を対象に、6%の Tier1 レバレッジ比率を要求している。大規模 SIFIs を対象とする厳格なレバレッジ規制は、バーゼルⅢと平仄を合わせて 2018 年から適用される。

米国では 1985 年以降、すべての銀行を対象として Tier1 を分子に総資産 (平残) を分母とするレバレッジ比率の最低水準を 4%とする規制を適用している。一方、米国のバーゼル規制の枠組みでは、連結総資産 2,500 億ドル以上またはオンバランスシートの外国資産 100 億ドル以上という要件を満たす銀行は、IRB を適用することが求められている。米国はバーゼルⅢを国内適用するに当たって、IRB 行を対象にバーゼルⅢベースの Tier1 レバレッジ比率である「追加レバレッジ比率 (supplementary leverage ratio)」について 3%の最低水準を要求しており、連結総資産 7,000 億ドルまたは顧客資産 10 兆ドルを超える銀行持株会社に適用されるレバレッジ・バッファは、追加レバレッジ比率に上乘せされるものとなっている。米国は、大規模な米国 SIFIs を対象にバーゼルⅢベースでより厳格なレバレッジ規制の導入を図る考えである<sup>32</sup>。

米国が厳格なレバレッジ規制を適用する背景には、米国議会における大規模金融機関に対する批判と TBTF の議論の再燃がある。米国では、ドッド＝フランク法の下でボルカー・ルールや SIFIs 規制を含む包括的な金融システム改革が行われてきた。しかしながら、2012 年に明らかになった JP モルガン・チェースの巨額損失 (ロンドン・ホエール) や LIBOR の不正操作問題をきっかけに、米国議会では再び TBTF に焦点が当てられるようになった。その結果、グラス＝スティーガル法の復活や銀行分割 (breaking-up) の議論とともに、自己資本規制やレバレッジ規制のさらなる強化を主張する声も出てきた。例えば、上院銀行委員会で審議されているブラウン＝ヴィッター法案は、連結総資産 500 億ドル超の銀行持株会社を対象とするレバレッジ規制として 8%のレバレッジ比率を提案している<sup>33</sup>。また、非預金債務を対象として対 GDP で上限を設けようとする議論もある<sup>34</sup>。

<sup>31</sup> OCC, FRS, and FDIC, Regulatory Capital Rules: Regulatory Capital, Enhanced Supplementary Leverage Ratio Standards for Certain Banking Holding Companies and Their Subsidiary Insured Deposit Institutions, Final Rule, Federal Register, Vol. 79, No. 84, Thursday, May 1, 2014.

<sup>32</sup> 連結総資産 7,000 億ドルまたは顧客資産 10 兆ドルを超える銀行持株会社として、JP モルガン・チェース、シティグループ、バンク・オブ・アメリカ、ウェルズ・ファーゴ、ゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレー、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ステート・ストリートが規制対象となる見込みである。

<sup>33</sup> Terminating Bailouts for Taxpayer Fairness Act (S. 798).

米国以外にもリスクベースの自己資本規制に対してレバレッジ規制を重視しようとする動きがある（図表 4）。例えば、英国の健全性監督機構（PRA）は、2013年6月に英国の大手銀行の資本の十分性に関する評価を実施し、その後、大手銀行8行に対してバーゼルⅢベースで CET1 比率 7%を満たすように求めるとともに、Tier1 レバレッジ比率 3%を達成するように要求している<sup>35</sup>。

さらに、ジョージ・オズボーン財務大臣がマクロ・プルーデンス政策を担うイングランド銀行（BOE）の金融安定政策委員会（FPC）に対して資本規制として位置づけられるレバレッジ比率の見直しを求めたことを受けて、FPC は 2014 年 7 月、レバレッジ比率の見直しに関する市中協議文書を公表した<sup>36</sup>。市中協議文書では、①レバレッジ比率の資本ベースの再検討、②レバレッジ保全バッファ（leverage conservation buffer）の導入、③追加レバレッジ比率（supplementary leverage ratio）の適用、④時間可変的なレバレッジ比率（time-varying leverage ratio）の適用が提案されている。

これらの提案のうち、資本ベースの見直しとレバレッジ保全バッファの導入は、バーゼルⅢのリスクベースの自己資本比率と平仄をあわせようという考えである。前者については、バーゼルⅢで CET1 比率が導入されることに応じてレバレッジ比率の資本ベースを対応させるものであり、後者に関しては、自己資本比率の資本保全バッファに連動してレバレッジ保全バッファを適用しようとするものである。また、追加レバレッジ比率と

図表 4 レバレッジ比率に関する各国の取組み

英国	PRAは2013年6月に資本充実度の検証を実施した後、英国の大手銀行8行を対象として2014年1月からレバレッジ比率3%を要求
カナダ	カナダ当局（OSFI）は2014年1月、現行のレバレッジ規制（assets-to-capital multiple）に替えて、バーゼルⅢベースのレバレッジ比率として3%の水準を適用することを公表
スイス	2013年1月からスイスのSIFIsを対象にレバレッジ比率を適用しており、スイスの枠組みの中で求められるリスクウエイト規制の水準に応じて、2019年までにレバレッジ比率3.1%から4.56%の水準を要求。レバレッジ比率は最低基準とバッファで構成
米国	2018年1月から追加レバレッジ比率として、G-SIBsを対象に持株会社ベースで5%、銀行子会社ベースで3%の水準を適用
デンマーク	デンマーク当局が2013年9月公表した報告書は、銀行が十分な頑健性を確保するためにレバレッジ比率3%の水準は十分ではないとの認識を提示
オランダ	オランダ財務省は、2013年8月にシステム上重要な銀行を対象に少なくともレバレッジ比率の最低基準を4%とすることを提言
スウェーデン	スウェーデン当局は、2014年5月にEUの基準を上回るレバレッジ比率の導入の必要性に関して検証することを決定

（出所）BOE 資料より野村資本市場研究所作成

<sup>34</sup> Daniel Tarullo, “Industry Structure and Systemic Risk Regulation,” At the Brookings Institution Conference on Structuring the Financial Industry to Enhance Economic Growth and Stability, 4 December 2014.

<sup>35</sup> 対象となる英国の大手銀行は、バークレイズ、コーポラティブ・バンク、HSBC、ロイズ・バンキング・グループ、ネーションワイド、RBS、サンタンデール UK、スタンダード・チャータードの 8 行である（Prudential Regulation Authority, “Capital and Leverage Ratios for Major UK Banks and Building Societies,” Supervisory Statement, SS3/13, November 2013 (Updated 26 June 2014)）。

<sup>36</sup> Bank of England, “The Financial Committee’s Review of the Leverage Ratio,” Consultation Paper, July 2014.

は、G-SIBs における資本サーチャージや英国のリングフェンス・バンクにおけるリングフェンス・バッファという資本バッファに対応するものである<sup>37</sup>。これらはいずれもリスクベースの自己資本比率に連動するものとして位置づけられている。一方、時間可変的なレバレッジ比率とは、マクロ・プルーデンス規制として位置づけられるものである。具体的には、資本保全バッファおよびカウンターシクリカル・バッファと同様、クレジット・サイクルに応じてレバレッジ比率をコントロールするという考え方である<sup>38</sup>。

### 3. 資本規制の簡素化を求める検討

より厳格なレバレッジ規制を求める議論のもう一つの背景として、規制の複雑性に対する批判がある。リスクベースの自己資本比率はもはや複雑で不透明なものになってしまったためにより簡素で頑健なレバレッジ規制を重視すべきであるとの主張である。

例えば、BOE のアンドリュー・ハルデイン理事は、1988 年に合意されたバーゼル I は簡素な枠組みであるためその限界についても完全に理解されていたとする一方、1996 年の市場リスクに関する改定、2004 年に合意されたバーゼル II、そして金融危機を受けて策定されたバーゼル III と、リスク感応度を高めるごとに自己資本規制は複雑性を増し、不透明になってきていることを指摘している<sup>39</sup>。その上で、金融危機以前の 2006 年末時点で総資産 1,000 億ドル超の大手銀行 100 行について、破綻処理または政府救済の対象となった破綻銀行と生き残った存続銀行に分けて、それらの危機以前の自己資本比率とレバレッジ比率を比較した結果、自己資本比率よりもレバレッジ比率において破綻銀行と存続銀行の間でより有意な差異があることを確認している。

また、連邦預金保険公社 (FDIC) のトーマス・ホーニグ副総裁は、バーゼル III が複雑なものになり過ぎたとして、株主や市場が理解しやすく、取締役が監視することが可能であり、経営者が簡単にゲームをすることができず、監督当局がエンフォースメントしやすいより簡素な資本規制として、有形資本と有形資産の比率で構成されるレバレッジ規制の導入を提案している<sup>40</sup>。

こうしたバーゼル III の複雑性に対する批判を受けて、バーゼル委員会は資本規制におけるリスク感応度と簡素化、比較可能性をどのように両立させるかという観点から議論を

<sup>37</sup> 英国では 2013 年金融サービス (銀行改革) 法 (Financial Services (Banking Reform) Act 2013) の成立により 2019 年までにグループ内でリテール預金を受入れるリングフェンス・バンクとホールセール業務や投資銀行業務を営む非リングフェンス・バンクの分離を図るリングフェンスが適用される。リングフェンス・バンクには、損失吸収力の強化の観点からリングフェンス・バッファという自己資本の上乗せが求められる。

<sup>38</sup> 時間可変的なレバレッジ比率は、カウンターシクリカル・バッファを含めた自己資本比率と連動させることが望ましいとする一方で、銀行のバランスシートが拡大する中で低リスク・ウエイトの資産に集中する場合や高リスク・ウエイトの資産に集中する場合に時間可変的なレバレッジ比率をコントロールすることが有効であると考えている。

<sup>39</sup> Andrew Haldane, "The Dog and the Frisbee," at the Federal Reserve Bank of Kansas City's 366th Economic Policy Symposium, 31 August 2012.

<sup>40</sup> Thomas Hoenig, "Back to Basics: A Better Alternative to Basel Capital Rules," delivered to the American Banker Regulatory Symposium, 14 September 2012.

行っている<sup>41</sup>。バーゼル委員会は、簡素化と比較可能性を向上させるために採用し得る施策の1つとしてレバレッジ比率の有効性の改善を挙げており、その中で、①レバレッジ比率においてリスクベースの自己資本比率と同様にバッファを採用することを含め、レバレッジ比率の設計と水準を調整すること、②G-SIBs を対象により厳格なレバレッジ比率を適用する政策措置にも言及している。

#### 4. 想定される論点と影響

金融危機より前に欧米の銀行で生じていた過剰なレバレッジはレポ取引を含む短期のホールセール・ファンディングを利用したものであり、バーゼルⅢのレバレッジ規制はそれを抑制することが重要な狙いであった。もっとも、バーゼルⅢのレバレッジ規制は、短期のホールセール・ファンディングであろうが、安定的で粘着性のあるリテール預金で資金調達をしていようが、負債の性質に区別を設けていない。結果として、レバレッジには関係の薄いビジネス・モデルの銀行にも影響を及ぼすことになる。

バーゼルⅢの Tier1 レバレッジ比率の水準の最終調整は 2017 年までに行われることになっているが、レバレッジ規制を重視する米国や英国が Tier1 レバレッジ比率の最低水準の引き上げを要求してくる可能性がある。例えば、米国のジャック・ルー財務長官は、米国の厳格な規制の枠組みを国際的な規制の枠組みと調和させる考えを明らかにしている<sup>42</sup>。バーゼル委員会はレバレッジ規制をリスクベースの自己資本比率の補完的な位置づけとしているが、米国ではむしろ主たる資本規制として位置づけている。米国としては今後、より厳格なレバレッジ規制を適用するようにバーゼル委員会などに対して働きかけることが十分に予想される。

レバレッジ規制がさらに厳格化されれば、日本の銀行にとってバランスシートの運営や資本政策においてリスクベースの自己資本比率に加えて、新たな制約が課されることになる可能性がある。2017 年までのレバレッジ比率の水準の最終調整に向けて今後の動きに留意が必要である。

## VII 今後の見通しと留意点

金融危機を受けて策定されたバーゼルⅢは、2019 年 1 月 1 日までの完全適用に向けてメンバー各国において適用が始まったばかりである。こうした中、バーゼル委員会はバーゼルⅢテキストに含まれていない追加的な改革として、バーゼル 3.5 あるいはバーゼルⅣの検討を進めている。

バーゼルⅢとバーゼル委員会がバーゼルⅢの後に検討している追加的な改革（バーゼル

<sup>41</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “The Regulatory Framework: Balancing Risk Sensitivity, Simplicity and Comparability,” July 2013.

<sup>42</sup> Jack Lew, “Remarks of Secretary Lew at Pew Charitable Trusts,” 5 December 2013.

3.5 あるいはバーゼルⅣ) の違いは、前者は G20 のコミットメントの下で 2019 年までに完全適用を図ることが目標とされているのに対して、後者については現段階ではバーゼル委員会による独自の取組みという位置づけであり、2019 年までに完全適用するという G20 のコミットメントの対象ではない。その点では、2014 年 11 月に開催されるブリスベン・サミットにおいて、G20 首脳の間でバーゼルⅢの後の追加的な改革に対してどのようなコミットメントが図られるのかが大いに注目される場所である。仮に、追加的な改革について、バーゼルⅢの適用の進捗状況を確認しながら、適切な時間軸の中である程度の時間をかけながら適用を進めていくということであれば、その改革の影響はある程度は緩和されることになるだろう。一方、追加的な改革に関しても 2019 年までの完全適用を目指すということになれば、日本の銀行にとってもバランスシート運営や資本政策に大きな影響をもたらすおそれがある。

また、追加的な改革においては、IRRBB の資本賦課のように自己資本比率のリスク感応度の向上を図るような改革が検討される一方で、リスクベースの自己資本比率の複雑化に対する反省から RCAP によってモデル利用の問題を把握しそれを制限しようとしたり、より簡素なレバレッジ比率を重視しようとするリスク感応度の向上を図る取組みとは逆方向の動きがある。バーゼル委員会がこれまで推し進めてきた規制の枠組みにおいてリスク感応度を向上させるという方向性を引き続き維持するのか、それともより簡素で頑健な規制の枠組みに回帰するのか、バーゼル規制の枠組みの全体的な政策方針も問われているように思われる。

バーゼル委員会が検討している追加的な改革としては、本稿で紹介したもの以外にも信用リスクの標準的方式の見直しの作業がある。信用リスクの標準的方式の見直しについては、バーゼル委員会として具体的な見直しの方向について言及していないことから、その内容や方向性は明らかではないが、仮にソブリンのリスク・ウエイトの見直しが行われるのであれば、日本だけでなく海外も含めて多くの銀行に影響を及ぼすことになる。実際に、バーゼル委員会がソブリンのリスク・ウエイト 0%を見直し、リスク・ウエイトにフロアーを適用することを検討しているという報道も見受けられることから、議論の方向性について十分な留意が必要である<sup>43</sup>。

さらに、バーゼル委員会の追加的な改革の他にも、バイルインの実効性を確保する観点から、G-SIBs を対象に実質破綻時の損失吸収力の確保を要求する GLAC (gone-concern loss absorbing capacity) についてもブリスベン・サミットで提案される見込みである。バーゼルⅢの積み残しの課題に対応し、TBTF の終焉を図ることを目的とするブリスベン・サミットに向けた様々な検討を注視する必要がある。

<sup>43</sup> “Banks Face Added Capital Requirements: Basel Committee May Reduce Lenders' Latitude on Weighing Risk,” *Wall Street Journal*, 6 July 2014.